



おばあちゃん！いつも元気でね

老人医療費の支給に関する条例の一部改正
六十五歳以上七十歳未満の方で身体上または精神上の障害があつて、日常生活を営むのに支障のある、いわゆるわたり老人等の方につき、十月一日から自己負担の医療費を市が負担し、無料にするものです。



大木 隆

老人医療費の支給に関する条例の一部改正
六十五歳以上七十歳未満の方で身体上または精神上の障害があつて、日常生活を営むのに支障のある、いわゆるわたり老人等の方につき、十月一日から自己負担の医療費を市が負担し、無料にするものです。

定例市議会

昭和四十八年第二回我孫子市議会定例会は、九月十七日招集され二十七日まで十一日間の会期で開かれました。この定例会で議決しました案件は、一般会計補正予算(第一号)を定めることについてなど十九件ですがうち二件は議員提案によるもので、十七件が原案により可決し、二件が同意可決となりました。

補正予算など決まる

監査・教育委員が選任される



染井 正

監査委員の選任(同意可決)
七月二十日任期満了により次の方が再任されました。我孫子市本町三丁目八番十二号
大正二年十月二十五日生
九月三十日任期満了により次の方が再任されました。我孫子市布佐二九五
大木 隆
明治四十一年三月十一日

老人福祉センター建設ほか

一般会計補正予算(第一号)
補正額八億五千四百八十八万六千円
老人福祉センター関係事業費に充て、老人福祉の向上をめざして第一歩を進めています。緑保園は現在、着々と工事を進めておられます。この附帯工事に二百七十七万円が追加し、児童福祉の充実を図っています。土庫関係は、都市計画費で天王台都市下水路工事に五千三百四十四万円、出水時の浸水防備と環境衛生の整備を図っています。街路事業は、二、三、一、号線用地買収費に六千三百四十四万円、区画整理事業には繰入金を一千四百万円補助して事業の早期完成を期して

取に変更させていただき、さらに計量制の一元化し水道の業務を円滑に運営してまいります。あらたに生じた土地の確保本市の区域内に国営手賀沼干拓建設事業の結果、新たに二百六十四万六千九百九十九平方メートルの土地が生じたので確認するものです。工事請負契約の締結
天王台土地区画整理事業第四期(その二)工事六万六千平方メートルについて契約金額五千四百四十四万円で博正建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。社会情勢の変動に伴い、収入減および教育長並びに非常勤の特別職員報酬の給与額を改定しました。

窓口の事務円滑化を図り住民基本台帳の保管庫を四百三十万円で購入します。国民年金の印紙購入増加のために基金へ三百万円繰出しします。また、乳幼児医療費を扶助するため、三百二十万円ほど予算計上しました。消防関係は、雑草刈取の委託費に八百八十万円ほど計上し、火災、防犯に万全を期してまいります。歳入の面では、前年度繰越金一億一千四百四十四万、果支出金七千七百三十万、市債五千四百四十四万、市税四千四百四十四万を充てており、特に前年度繰越金は福祉施設の整備費に充たし、立派な施設の完成に努力しております。
土地区画整理事業会計補正予算(第一号)
補正額は一千二十八万円追加で予算総額は八億四



現在、我孫子市全体で一日に出るゴミの量は約八千トン、四月に操業を始めたクリーンセンターの処理能力が百五十トンなので、しばらくは、しばらくは大丈夫である。ところが、五年前に新設したし尿処理場は、そろそろ改造工事にしなければならない。処理能力が落ち、人口の急増により、処理能力五十二キロリットルではなにあわなくなってきた。ゴミの処理やし尿処理などの清掃事業は、市民の毎日の生活に直接関係するだけに、自治体が直営で行なうことが、莫大費用を要することから清掃事業を民間業者に委託しようとする自治体が増えている。しかし、県内の例でもみるように、そう



市橋わたなべふじまき

ゴミを資源に

することが必ずしも市民サービス向上につながるとはいえない。我孫子市では、これらの理由により、当分の間、民間業者に委託しないこととしているが、市民の皆さんにも、ゴミに関する考え方を根本的に改めていただく必要があるように思う。
ゴミ焼却やし尿処理で発生する膨大なエネルギーを有効に利用することはできないだろうか。私は、今秋建設を予定している老人福祉センター(仮称)に、クリーンセンターの余熱を利用して温水を引くことからはじめたいと思う。やがて近い将来には発電することも可能だろう。
今まで捨てられていたゴミやし尿は、私たちの大切なエネルギー源でもあります。きいた切なエネルギーにかえられるような生きた市政を皆さんと共に実現したい。

野鳥に優しい 愛の手をさしのべる

市民サービス課 82-4649



保護された白鳥

市政に関する一般報告

北浦地区開発計画 地権者の全面的な協力が得られる

北浦地区日本電気我孫子工場進出に伴う用地の取得業務は、会社側の当初計画のなかばに達しておりますが、農地の作付及び収穫期等に入っていたことから遅れが生じつつあります。

しかし、本月に入ってから、地権者の全面的な協力が得られ、特に下ヶ戸地区においては、地元渡辺農議会議員の支持も得て、初期の目標に向って業務が円滑に続けられております。

天王台駅に快速電車を停めよう 国鉄と総力をあげて交渉

常磐線我孫子・取手間複々線化に伴う天王台駅問題については、我孫子市の総力をあげて国鉄と交渉を

続けておりますが、市民各層から力強い協力が得られており、希望をもって努力いたしております。

納税相談車による巡回相談

財源の乏しい本市におきましては、何と申しましても市税の確保に努め、増大の一途をたどっている財政需要に処して行く必要が求められます。

そのため、税担当課職員は鋭意努力を重ねておりますが、なお一層、職員を奮励し、事務を適正かつ迅速に執行することはもとより、他部の応援協力体制を敷き、適正かつ公正な課税と徴収の遂行を図ってまいる所存であります。

すなわち、市民税におきましては、何といたしまして、課税客体の把握が基本となりますのでありますので、本年度の未申告者約二千三百人について、現在実施調査を行なっており、十月下旬には、その実施が把握できる見通しでございますので、第四期において課税すべく事務を進めております。固定資産税、とくに、家屋の課税におきましては、市民税と同様、その課税客体の把握と迅速な家屋調査による課税が根本的な問題であります。そこで、現在、住宅用地の一筆調査と合せて、未評価家屋の把握を行なっているところであり、九月末にはその実施が把握できる見通しであります。未評価家屋の把握につきましては、今後市の組織をフルに活用し、完全なる把握

農業振興地域整備計画 農家部落ごとに説明会を

はじめ、相談室、教室室、娯楽室、男女浴室等をそなえ、将来は、クリンセンターの余裕地を利用し、身体障害者の更生施設をも併設する考えであります。

農業振興地域の整備に関する法律に基き、農振地域の指定については、昭和四十八年七月十七日付千葉県告示第五四号をもって、我孫子ゴルフ場を除く市街化調整区域全域指定を受け、その整備計画を策定すべく準備を進めております。

今後、農家部落ごとに説明会を開き、農家意向調査を実施、地域農家の振興方向を定める整備計画基礎資料等の策定を行なっておりますが、首都圏衛星都市

として、急激に宅地開発が進むなかで、食糧の安定的供給という国民的使命と、その要請に応えながら、生産性の高い農業経営を実現し、維持していくというものは、非常にむづかしいものがあります。

特に、整備計画における農用地域の線引きについては、一層の困難が伴うものと思いますが、農業サイドからみた必要性は、かなり高く、土地資源の合理的利用という生態学的観点から、地域の自然的条件と土地利用の状況等を十分に考慮するとともに、都市計画との調和を図り、且つ、市の基本構想の理念に即した計画案をつくる考えであります。

田園教育文化都市をめざす
新用途地域の決定

用途地域案は、七月二日我孫子市都市計画審議会において原案どおり承認され

ましたが、七月六日県都市計画地方審議会に提出し、東急、興人、日本地所の宅

造地域を今回市街化区域に編入することは、時期尚早であることとごまごましました。これにそって一部修正を行ない、七月十四日から再度縦覧を経て、その後意見書めぐる審議も難行いたしました。八月二十一日の県都市計画地方審議会承認され、今日十四日の告示をもって施行されることとなりました。

田園教育文化都市我孫子をめざし、自然と調和のとれた都市づくりをするための基盤が、これにより確保されたことは、本市の将来に明かるい展望が開けたものと考えております。なお、この新用途地域の決定は、来る十月月上旬ころまでには各家庭に配布いたします。(次号へつづく)

戦傷病者戦没者遺族等 援護法等が改正 ●昭和48年10月1日から

遺族関係

一、遺族年金等が増額になります。

例：遺族年金は、現行二十四万円から二十九万六千円になります。

戦傷病者関係

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

戦傷病者関係

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

戦傷病者関係

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

恩給法も改正

一、旧軍人等の恩給、扶助料が増額されます。

例：公務扶助料(兵の場合) 現行二十四万円から二十九万六千六百円に増額されます。

恩給法も改正

一、旧軍人等の恩給、扶助料が増額されます。

例：公務扶助料(兵の場合) 現行二十四万円から二十九万六千六百円に増額されます。

二、準軍属に支給される遺族給付金の額が軍人・軍属に支給される遺族年金と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して死亡した文官、軍属及び準軍属の遺族に遺族年金及び遺族給付金が支給されます。

四、戦没者等の妻に対する特別給付金について

(1) 国債の最終償還が終了した戦没者の妻に改めて六十万円の特別給付金が支給されます。

(2) 十年償還無利子国債(二十万円)が支給されます。

五、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(1) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(2) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の父母等として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の父母等

六、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金の受給者は

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

二、準軍属に支給される障害年金等の額が、軍人・軍属の額と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、障害年金等が支給されます。

四、戦傷病者特別援護法について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者手帳が交付されます。

(2) 長期入院患者に支給される療養手当が四十八年四月分から六十三万円に増額されます。現行五十五万円。

五、戦傷病者の妻に対する特別給付金について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者特別援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金が支給されます。

二、準軍属に支給される遺族給付金の額が軍人・軍属に支給される遺族年金と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して死亡した文官、軍属及び準軍属の遺族に遺族年金及び遺族給付金が支給されます。

四、戦没者等の妻に対する特別給付金について

(1) 国債の最終償還が終了した戦没者の妻に改めて六十万円の特別給付金が支給されます。

(2) 十年償還無利子国債(二十万円)が支給されます。

五、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(1) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(2) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の父母等として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の父母等

六、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金の受給者は

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

二、準軍属に支給される障害年金等の額が、軍人・軍属の額と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、障害年金等が支給されます。

四、戦傷病者特別援護法について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者手帳が交付されます。

(2) 長期入院患者に支給される療養手当が四十八年四月分から六十三万円に増額されます。現行五十五万円。

五、戦傷病者の妻に対する特別給付金について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者特別援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金が支給されます。

二、準軍属に支給される遺族給付金の額が軍人・軍属に支給される遺族年金と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して死亡した文官、軍属及び準軍属の遺族に遺族年金及び遺族給付金が支給されます。

四、戦没者等の妻に対する特別給付金について

(1) 国債の最終償還が終了した戦没者の妻に改めて六十万円の特別給付金が支給されます。

(2) 十年償還無利子国債(二十万円)が支給されます。

五、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(1) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(2) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の父母等として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の父母等

六、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金の受給者は

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

二、準軍属に支給される障害年金等の額が、軍人・軍属の額と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、障害年金等が支給されます。

四、戦傷病者特別援護法について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者手帳が交付されます。

(2) 長期入院患者に支給される療養手当が四十八年四月分から六十三万円に増額されます。現行五十五万円。

五、戦傷病者の妻に対する特別給付金について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者特別援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金が支給されます。

二、準軍属に支給される遺族給付金の額が軍人・軍属に支給される遺族年金と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して死亡した文官、軍属及び準軍属の遺族に遺族年金及び遺族給付金が支給されます。

四、戦没者等の妻に対する特別給付金について

(1) 国債の最終償還が終了した戦没者の妻に改めて六十万円の特別給付金が支給されます。

(2) 十年償還無利子国債(二十万円)が支給されます。

五、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(1) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(2) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の父母等として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の父母等

六、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金の受給者は

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

二、準軍属に支給される障害年金等の額が、軍人・軍属の額と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、障害年金等が支給されます。

四、戦傷病者特別援護法について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者手帳が交付されます。

(2) 長期入院患者に支給される療養手当が四十八年四月分から六十三万円に増額されます。現行五十五万円。

五、戦傷病者の妻に対する特別給付金について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者特別援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金が支給されます。

二、準軍属に支給される遺族給付金の額が軍人・軍属に支給される遺族年金と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して死亡した文官、軍属及び準軍属の遺族に遺族年金及び遺族給付金が支給されます。

四、戦没者等の妻に対する特別給付金について

(1) 国債の最終償還が終了した戦没者の妻に改めて六十万円の特別給付金が支給されます。

(2) 十年償還無利子国債(二十万円)が支給されます。

五、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(1) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の妻

(2) 昭和四十二年四月一日以後に死亡した者の父母等として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有することになった戦没者の父母等

六、昭和四十七年遺族援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金の受給者は

一、障害年金等が増額になります。

例：障害年金(第一項)は、現行百四万円から百二十八万三千円になります。

二、準軍属に支給される障害年金等の額が、軍人・軍属の額と同額に引上げられます。

三、日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、障害年金等が支給されます。

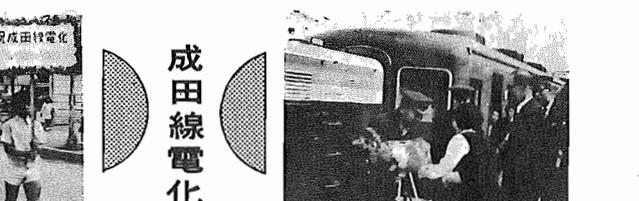
四、戦傷病者特別援護法について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者手帳が交付されます。

(2) 長期入院患者に支給される療養手当が四十八年四月分から六十三万円に増額されます。現行五十五万円。

五、戦傷病者の妻に対する特別給付金について

(1) 日軍事要中の本邦等で勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款重症以上の障害がある文官、軍属及び準軍属であった者に、戦傷病者特別援護法の改正により遺族年金等を受けた戦没者の妻(戦傷病者等の妻)に対する特別給付金が支給されます。



成田線電化を祝して

鼓笛隊パレードも盛大に行なわれる

10月1日、市内の3駅(我孫子・湖北・布佐の各駅)から、一小、湖北西小・布佐小のお友だちが元気に行進し、観客からたくさん拍手を受けました。

我孫子市民号が紅葉の磐梯へ行く

10月4日、出発前に記念の花束を受け、市民号は参加者470名を乗せて一路紅葉の磐梯へ向いました。10月5日、天候に恵まれた楽しい旅から、みんな元気に帰りました。

計量器の定期検査

事前調査は十月二十七日から

計量器は社会文化の向上にともない、私たちの日常生活における健康管理、くらしの合理化、科学化、じょうずな買物などにかかせないものとなっております。十一月一日から三十日まで、一月間を計量器巡回調査期間と定め、商店・病院・学校・工場・その他証明取引対象に定期検査が行なわれます。調査員がお伺いしましたらよろしくご協力ください。

計量器は社会文化の向上にともない、私たちの日常生活における健康管理、くらしの合理化、科学化、じょうずな買物などにかかせないものとなっております。十一月一日から三十日まで、一月間を計量器巡回調査期間と定め、商店・病院・学校・工場・その他証明取引対象に定期検査が行なわれます。調査員がお伺いしましたらよろしくご協力ください。

定期検査日程表

月日	時間	場所	区	域
11月26日(月)	午前10時から 午後3時	布佐支所	布佐地区	全域
11月27日(火)	〃	湖北支所	新木、朝日、中峠及び中里の一部	地区
11月28日(水)	〃	湖北台支所	湖北台、都部、岡発戸、中峠及び中里の一部	地区
11月29日(木)	〃	商工会	根戸、青山、白山、本町、舞、緑、常盤、久寺	地区
11月30日(金)	〃	市役所	高野山、下ヶ戸、天王台、東我孫子	地区
12月3日(月)	〃	〃	〃	脱検者

精神障害者を 持つ家族の方へ

今年の五月に、柏保健所と管内の初石病院が協力して精神障害者の家族から構成されている「みどり会」が結成されました。近年は医学、薬学の著しい進歩から、精神病も決して不治の病ではなく、正しい治療と、家族および社会の温かい理解と協力があれば立派に治癒し、社会復帰も可能であることが証明されております。このような現状から私達共通の苦悩を体験している家族が地域ごとに相寄り、親睦と連帯感を強くして、正しい精神衛生について学ばず共に、社会に対して精神衛生の思想を普及したいと思っております。

〇みどり会事務局長 柏市柏二五五 柏保健所内 電話〇四七・(六七)二二五五 上田 勇
〇みどり会会長 柏市今谷上町二五一〇 電話〇四七・(六六)六六五三
〇次回の例会は 十月二十七日(土) 午後二時四十分 場所 初石病院女子開放病棟

農業まつり

11月10日から一小講堂で

「我孫子市農業まつり」は、市内で生産された農産物を展示して、市民のみなさんに市の農業を広く知っていただくことを目的としています。十一月十日から十二日まで第一小学校講堂において開催いたしますのでご来館ください。

〇十一月十日(土) 午前九時から十二時まで 出品物の受付 午後一時から五時まで 出品物の審査



計量器(ハカリ)を扱っている人の技能向上をより進めるため商品計量競技大会が開かれます。十一月五日・六日の二日間、市内業者を中心に計量器(ハカリ)を扱っている人の技能向上をより進めるため商品計量競技大会が開かれます。

商品計量競技大会

午前10時 場所 千葉県中小企業会館五階(千葉市千葉港四) 申込み期日 十月末 申込み方法 市役所経済振興課(出場申込み用紙が有ります) 〇お問い合わせは経済振興課までお問合せください。

ゴミを捨てないように

ゴミ戦争といわれるように、私たちの生活にはゴミがいつだってあります。市は、決められた日と決められた場所に置くようにお願いしていますが、一部の心無い人々によって、ゴミは河川、山林、道路、空地など不法に捨てられるなど、生活環境が破壊されております。

在宅栄養士会

栄養士の資格をもちながら結婚、育児等で仕事を中断している方は在宅栄養士会に入会してみませんか。

郵便局職員募集

郵便局では次のとおり外務職員を募集しています。 〇郵便外務 十五歳以上三十五歳以下の男子 〇保険外務 十八歳以上三十五歳以下の男子 〇募集締切り 昭和四十八年十二月二十五日まで

心臓病の相談

心臓病疾患を心配されるお子様をお持ちの方は次により相談を行いますのでご利用ください。 〇日時 十月一日(木) 午前十一時～十一時

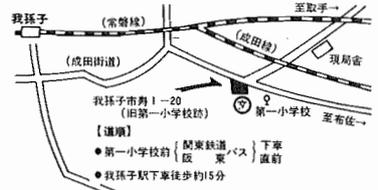
家屋調査にご協力を

新築(増改築も含む)された方について昭和49年度の固定資産税算定のための家屋調査を、現在行なっております。市役所資産税課評価補助員が家屋の内外造作、材料、設備などについて、おうかがいたしますのご協力ください。

我孫子電報電話局が 仮局舎へ移転



我孫子局の交換設備の余力が、わずかとなり、局舎を増改築して、設備を増設することになりました。このため、営業窓口を10月8日より、旧第一小学校跡へ移転しました。



植木・鉢物バザー

我孫子市緑を守る会

- 会場 めばえ幼稚園
- 日時 10月21日(日) 午前9時～午後3時
- 連絡場所 井上 圭司 TEL 82-1912

芸術の秋

文化祭にどうぞ

今年の子孫市文化祭の開催日程が次のとおりです。郷土の皆様により各種の行事が催されますので、ぜひご家族づれで、ご覧ください。

- ▼菊花展
▼菊の花
▼郷土の秋
▼郷土の秋(宝生流)
▼郷土の秋(宝生流)
▼郷土の秋(宝生流)

▼総合展覧会・茶会
▼総合展覧会・茶会
▼総合展覧会・茶会

▼俳句大会
▼俳句大会
▼俳句大会

市民体育大会

市民体育大会を次のとおり行ないますので、奮ってご参加ください。これは市内在住・在勤・在学者の方なら、どなたでも参加できます。

赤い羽根にご協力を

数多い人々の善意の心で、薄幸な人達に潤いを与えて、明るい社会を作りましょう。駅前の街頭募金は、おかげさまで次のように集まり、共同募金に寄付されました。



共同募金を呼びかける渡辺市長

青色申告のすすめ

青色申告のため日々記載するのと、お店の経営状態がよくわかり、経営の合理化も図れますし、金融を受けられる際にも有利です。青色申告のメリットは、①万円の青色申告控除が受けられます。②また、みなし法人課税(事業主報酬制度)制度の選択が出来ます。

歩け歩け大会

この他に硬式野球大会と軟式野球大会と剣道大会が行なわれますが、これは十月一日号をご覧ください。市民体育大会を次のとおり行ないますので、奮ってご参加ください。

十一月一日から水道は隔月検針

水道事業は、みなさんのご理解、ご協力によりまして順調に進み、給水世帯も増加しています。普及率は、今年八月末日現在で六十三％におよび、今後の生活水準の向上を考えると昭和五十年末には七十七％に達するものと推定されています。

Table with columns: 検針月, 地, 区. Lists specific addresses and their corresponding districts.

Table with columns: 検針月, 基本料金(2ヵ月につき), 料金額, 経過料金(1ヵ月につき). Shows water charges for different usage levels.

Table with columns: 検針月, 料金額, 経過料金(1ヵ月につき). Shows water charges for different usage levels.

ねたきり老人の医療費の支給は六十五歳から

老人医療費支給制度は、七十五歳以上の方を対象として、その自己負担分につき、昭和四十八年一月一日から無料化が実施されております。今回、十月一日から、六十五歳以上七十歳未満で、なたきり老人等についても自己負担分の医療費が支給されることになりました。

10月の納付金
市・県民税の第3期分です
今月の出張徴収は、次のとおり行ないますので、ご利用ください。
日時...10月31日(月)午前9:30~午後4:00
場所...興陽寺・福祉センター